

## 建築物環境計画書の対象拡大について

## ＜再構築後の計画書の提出対象＞

- ・延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の建物：環境配慮措置 4 分野について提出義務
- ・延床面積 2,000 m<sup>2</sup>未満の建物：4 分野について任意での提出が可能

表：環境計画書で記載する環境配慮措置の内容（延床面積別）

環境配慮措置		延床面積[m <sup>2</sup> ]					
		5,000超		2,000～5,000		2,000未満	
		現行	再構築後	現行	再構築後	現行	再構築後
エネルギーの 使用の合理化	断熱性	○	○	△	○	—	△
	省エネ性	○	○	△	○	—	△
	再エネ導入	○	○	△	○	—	△
資源の適正利用		○	○	△	○	—	△
自然環境の保全		○	○	△	○	—	△
ヒートアイランド現象の緩和		○	○	△	○	—	△

○：義務対象 △：任意対象 —：対象外

① 延床面積 2,000～5,000 m<sup>2</sup>の建物に関し、環境配慮措置 4 分野の記載義務化

- 再構築後の評価項目は、現行制度での評価項目をベースに、CASBEE での評価項目もふまえ、提出者側の負担等を考慮した上で設定
  - ・ 現行の建築物環境計画書における評価項目及び評価対象【参考資料 1】
    - 計画書の対象建物の規模（延床面積）によらず、任意評価としている項目もある。再構築後も引き続き任意評価項目にすることを検討。
- 選択形式での評価、他部署に提出した書類の活用等により、計画書の作成及び内容確認がしやすい形式への改定【H29 年度第 2 回技術検討会 参考資料 1】
  - ・ 他部署への書類の提出対象外の案件に関する、環境計画書での対応方法については今後検討
- 評価項目以外で、アピールしたい環境配慮の取組については、備考欄（自由記載欄）への記載をお願いする

② 延床面積 2,000 m<sup>2</sup>未満の建物では、環境配慮措置 4 分野に関して任意提出可能

- エネルギー分野だけでなく、他の 3 分野に関しても、環境配慮の取組内容についての評価を行った計画書の提出が可能（任意）